

議案第29号

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月6日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係府省令等の一部改正に伴い、安全計画の策定や自動車を運行する場合の所在確認、放課後児童健全育成事業者の一般的要件について基準を新設するため、本町の条例について一部改正を行うもの。

2 改正内容

- ・安全計画の策定等に関する条文を新設する。(第6条の2第1項から第4項)
- ・自動車を運行する場合の所在確認に関する条文を新設する。(第6条の3)
- ・放課後児童健全育成事業者の一般的要件に関する条文を新設する。(第7条)
- ・業務継続計画の策定等に関する条文を新設する。(第12条の2)
- ・衛生管理に関する条文を一部改正する。(第13条)
- ・その他所要の整備を行う。(第7条から第20条)

3 附則規定

この条例は令和5年4月1日より施行する。

日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年日野町条例第27号)の一部を改正する。

改正後	改正前
<p>(安全計画の策定等)</p> <p><u>第6条の2</u> 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(自動車を行う場合の所在確認)</p> <p><u>第6条の3</u> 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活</p>	

動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならぬ。

(放課後児童健全育成事業者の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならぬ。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 略

(設備の基準)

第9条 略

(職員)

第10条 略

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 略

(虐待等の禁止)

第12条 略

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第7条 略

(設備の基準)

第8条 略

(職員)

第9条 略

(利用者を平等に取り扱う原則)

第10条 略

(虐待等の禁止)

第11条 略

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(衛生管理)

第13条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 略

(運営規程)

第14条 略

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 略

(秘密保持等)

(衛生管理)

第12条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 略

(運営規程)

第13条 略

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第14条 略

(秘密保持等)

第16条 略 (苦情への対応) 第17条 略 (開所時間及び日数) 第18条 略 (保護者との連絡) 第19条 略 (関係機関との連携) 第20条 略 (事故発生時の対応) 第21条 略 附 則	第15条 略 (苦情への対応) 第16条 略 (開所時間及び日数) 第17条 略 (保護者との連絡) 第18条 略 (関係機関との連携) 第19条 略 (事故発生時の対応) 第20条 略 附 則
--	--

(安全計画の策定等に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、

同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

附 則

この条例は令和5年4月1日より施行する。